

医政医発1031第 1 号
令和 7 年 10 月 31 日

各関係大学（学部）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

「臨床工学技士法第14条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する
科目に関する協議などの事務手続きについて」の一部改正について

臨床工学技士法（昭和62年法律60号）第14条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目（以下「指定科目」という。）の事務手続きについては、「臨床工学技士法第14条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目に関する協議などの事務手続きについて」（令和 4 年 3 月31日付け医政医発0331第 7 号厚生労働省医政局医事課長通知。以下「事務手続通知」という。）によりお示ししているところである。

今般、承認を受ける大学が指定科目の履修に関する協議を行う場合の手続に関して、事務手続通知を下記のとおり改正するので、遺漏のないよう取り計られたい。

記

事務手続通知の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
2. 指定科目の履修に関する協議 (1) (略) (2) <u>初めての</u> 協議に当たっては、様式 1 に掲げる下記の参考資料を添付すること。 ① 履修証明書（様式 2）	2. 指定科目の履修に関する協議 (1) (略) (2) 協議に当たっては、様式 1 に掲げる下記の参考資料を添付すること。 ① 履修証明書（様式 2）

② <u>単位数の新旧対照表(様式3)</u> ③ <u>教科内容対比表(様式4)</u> ④ <u>臨床実習確認表(様式5)</u> ⑤ <u>協議概要(様式6)</u> ⑥～⑦ (略) ⑧ <u>その他(審査する上で参考となる書類)</u> (3) <u>承認を受けた指定科目を変更する場合の協議に当たっては、様式1及び変更する項目を示す下記の参考資料を添付すること。</u> ① <u>履修証明書(様式2)</u> ② <u>単位数の新旧対照表(様式3)</u> ③ <u>教科内容対比表(様式4)</u> ④ <u>臨床実習確認表(様式5)</u> ⑤ <u>協議概要(様式6)</u> ⑥ <u>対象年度入学生の学生便覧(履修要綱・シラバスを含む)</u> ⑦ <u>対象年度入学生の入学試験における学生募集要領</u> ⑧ <u>その他(審査する上で参考となる書類)</u> (例) ・ <u>科目名や単位数を変更する場合は、様式1、①、②及び⑤並びに変更する項目のみを記載した③及び⑥の資料を添付すること。</u> ・ <u>学校又は学科等の名称を変更する場合には、様式1、①及び⑤並びに名称の変更の分かる資料を添付すること。</u> ・ <u>定員数を変更する場合には、⑤及び⑦の資料を提出すること。</u> (4) <u>承認を受けた指定科目を廃止する場合(例：学部・学科の廃止、募集停止等)の協議に当たっては、下記の資料を提出すること。</u>	② <u>単位・時間数新旧対照表(様式3)</u> ③ <u>教科内容対比表(様式4)</u> (新設) (新設) ④～⑤ (略) ⑥ <u>その他(病態学において、薬理学及び病態薬理学を免ずる場合、別紙1に示す範囲の内容であることがわかる資料)</u> (新設) (新設)
---	---

<u>協議概要（様式6）</u> <u>※廃止理由、在籍する学生の扱いについて記載すること。</u> <u>(5) 提出期限は指定科目の変更等を適用する年度の前年度の12月末日とする。なお、提出期限を過ぎての申請は受け付けない。</u>	<u>(3) 提出期限は指定科目の変更等を適用する年度の前年度の12月末日とする。</u>
---	--